

地域課題をビジネスで解決し、長野を元気に

長野県ソーシャル・ビジネス 創業支援金

(長野県地域課題解決型創業支援事業)



公募期間

一次募集

令和5年4月17日月～5月26日金

二次募集

※一次募集の申請、採択状況により二次募集分の審査を実施します。

令和5年5月27日出～7月31日月



県内の地域課題に対する社会的事業の
創業等をする方に **最大200万円**

補助!



東京圏^{※1}、愛知県、大阪府から移住創業した
場合は **さらに最大100万円**^{※2}

給付!!

※1 東京圏=埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ※2 移住先の市町村により、実施状況が異なります。 ※3 子育て支援世帯は別途加算あり



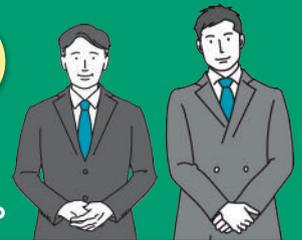
県内で新たに中小法人を設立した場合、
創業から **5年間** 法人事業税が課税免除

免除!!!

※課税免除を受けるには先に県地域振興局商工観光課で創業認定を受ける必要があります。

伴走支援を実施します!!

当機構では
創業支援金の実施にあたり、2名の伴走支援員を任用しています。



申請前の相談及び事業計画の策定から採択後の各種サポートを実施します。
申請を検討されている方は是非ご相談ください。

※相談を検討されている方は当機構ホームページよりご連絡ください。

→ 制度の詳細は裏面へ

問合せ先

公益財団法人 長野県産業振興機構

〒380-0928 長野県長野市若里1-18-1

☎ 026-227-5028 ✉ keieishien@nice-o.or.jp



創業支援金の概要

長野県地域課題解決型創業支援事業補助金

金額

※事業報告後の精算払いになります。

上限**200万円**、補助率**2分の1以内**

補助対象経費

※内容により補助対象外となる場合があります。

人件費、店舗賃借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、専門家経費、旅費、外注費、委託費、広報費、創業等に係る経費で、**交付決定の日から令和6年1月31日までの事業実施部分**

対象者

※以下の要件のいずれにも該当する方

◎令和5年4月1日から令和6年1月31日までに次のいずれかに該当する方

- 長野県で個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利法人等の設立を行う方
 - Society5.0関連業種で事業承継または第二創業をする個人事業主若しくは株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人等の代表者
- ※「Society5.0関連業種」とは、AI・IoT、ロボット、5G、ビッグデータ等の未来技術を活用して、新たなシステムづくりに関連する事業のことです。
 ※「事業承継」とは、代表者の交代を伴い新たな事業に取り組むこと、「第二創業」とは、同一法人が既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことが該当します。

◎長野県に居住している方、又は令和6年1月31日までに居住登録をされる方

- ※地域おこし協力隊任期の最終年度もしくは任期終了翌年度等他の国交付金の対象となる方、長野県の同趣旨の補助金もしくは市町村が実施しているものでその一部に国庫補助金が含まれている補助金との併給はできません。
- ※個人事業を法人化すること(法人成り)は対象外です。

対象事業

地域活性化、過疎地対策、買物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉等の地域の課題解決に資する社会的事業であり、長野県内で実施する事業

※**起業家や有識者、産業支援機関等で構成される審査委員会で採択されることが必要です。**

令和5年度のスケジュール

※予定のため、変更になる可能性があります



(注1) 令和5年3月31日以前に法人設立・開業届出を行った場合は対象外となります。

(注2) 交付決定前に発注・支出した経費は対象外になります。

(注3) 審査委員会は、6月20・21日(一次募集)8月29・30日(二次募集)に開催予定です。

書類審査で選考された申請者は、委員会当日に面談審査がありますので、日程調整をお願いします。



＼日本一自己負担の少ない融資制度／

信州創生推進資金 創業者向け と併せてご活用ください

貸付利率は年1.1%で、最大5,500万円(運転資金・設備資金)まで融資します

※本支援金対象者は貸付利率を0.1%引き下げ(年1.0%)



本支援金の詳細や応募方法、融資制度については当機構及び長野県ホームページでご確認いただけます

移住支援金については、移住先の市町村にお問い合わせください

課税免除の認定条件や手続き方法等の詳細については県ホームページ等をご確認ください